

電気工事業者の登録事項等の変更届出に必要な書類

は提出が必要

必要書類 (提出部数) 変更内容が複数あり同時に届出を行う場合は、書類の種類ごとに1部あればよい)		変更内容										
		法人の代表者又は個人の名又は役員の名	変更届出者の商号又は名称及び住所、営業所の名称及び所在地	2 登録申請者の組織の変更(例:個人から法人へ変更等)	変更届出後の電気工事(一般用電気工作物等、自家用電気工作物)の種類		主任電気工事士					
				一般用電気工作物等のみを行う場合	自家用電気工作物のみを行う場合	一般用電気工作物等及び自家用電気工作物を行う場合	主任電気工事士が第一種電気工事士免状取得者である	主任電気工事士が第二種電気工事士免状取得者である	主任電気工事は第一種電気工事士免状取得者	主任電気工事は第一種電気工事士免状取得者	第一種電気工事士免状取得者である	第二種電気工事士免状取得者である
変更届出者	1	様式第11 登録事項変更届出書										
	2	長崎県収入証紙 (手数料)	2,200円 (ただし、法人役員・営業所の所在地のみの変更の場合は不要)									
	3	登記事項証明書 (申請者が法人の場合) 又は 住民票 (申請者が個人の場合)										
		申請者の住所と営業所の所在地が異なる場合は、営業所の所在地を確認するための書類(例・消印があり住所、屋号、氏名が確認できる郵便物など)の写も必要										
	4	誓約書(法人用) 又は 誓約書(個人用)										
	5	備付器具調書										
	6	現在交付されている登録電気工事者登録証(原本)	(ただし、法人役員・営業所の所在地のみ変更の場合は不要)									
7	変更届出遅延理由書 様式は任意 (変更の日から30日 を過ぎて変更の届出 を提出する場合のみ)											
主任電気工事士	8	誓約書(主任電気工事士用)							1		1	
	9	雇用証明書							1		1	
	10	電気工事士免状の写 (第一種電気工事士免状取得者の場合は、定期講習受講記録の写も含む)										
	11	3年以上の実務経験証明書 (第二種電気工事士免状取得者の場合のみ) 証明者が一般用電気工作物等に係る電気工事のみを施工する者で長崎県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又は電気工事業者届出受理通知書の写も必要										
変更届出書	12	様式第6 承継届出書										
	13	様式第8 譲渡証明書										
	14	様式第9 相続同意証明書										
	15	様式第10 相続証明書										

- 1 変更届出者本人が主任電気工事士の業務に従事する場合は不要
- 2 12~15(承継届出書・譲渡証明書・相続同意証明書・相続証明書)の届出に関しては、事前に長崎県新産業創造課にご連絡ください。